



健康・福祉

健康

健康診査など

問 健康課

健康診査

次の方を対象に、健康診査（血圧測定、身体測定、尿検査、血液検査など）を指定医療機関で行います。

対象

- ▶ 40歳以上の生活保護受給中で、医療保険に未加入の方
- ▶ 行田市に住民登録があり、16歳～39歳の方で、職場などにおいて健診機会のない方

がん検診

対象

- ▶ 胃がん検診（胃部レントゲン検査） 40歳以上
- ▶ 胃がん検診（胃内視鏡検査） 50歳以上で前年度受けていない方
- ▶ 肺がん検診 40歳以上
- ▶ 大腸がん検診 40歳以上
- ▶ 乳がん検診（マンモグラフィー検査） 40歳以上の女性で前年度受けていない方
- ▶ 子宮頸がん検診 20歳以上の女性で前年度受けいない方

歯周病検診

20、30、40、50、60、70歳の方を対象に、口腔内診査および口腔清掃状態の診査を指定歯科医院で行います。

骨粗しょう症検診

40、45、50、55、60、65、70歳の女性を対象にX線による骨密度測定を指定医療機関で行います。

肝炎ウイルス検診

40歳以上の方で、過去にこの検診を受けたことがない方を対象に肝炎ウイルス（B型・C型）の有無を指定医療機関で検査します。

健康に関する相談

食事や生活習慣・口の健康に関する相談を行っています。血圧測定、体脂肪測定も行いますので、気軽にご相談ください。また、電話相談も隨時受け付けています。

こころの相談

最近眠れない、食べられない、いろいろするなど、心配のある方やその家族からの相談を受け付けます。

健康づくりのための教室

各種健康教室を実施しています。開催日は、市報や市ホームページなどでお知らせします。

禁煙チャレンジ応援プラン助成事業

満20歳以上の市民で禁煙外来初回受診で治療過程を終了した方を対象に費用の一部を助成します。

高齢者の予防接種

市の補助を受けて予防接種を受けることができます。

①インフルエンザ予防接種

対象

- ▶ 接種日現在65歳以上の方
- ▶ 接種日現在60歳以上65歳未満の方のうち、心臓または腎臓もしくは呼吸器の機能に重度の障害（身体障害者手帳1級程度）がある方またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害のある方

②新型コロナワクチン予防接種

対象

- ▶接種日現在65歳以上の方
- ▶接種日現在60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

③肺炎球菌ワクチン予防接種

対象

- ▶接種日現在65歳の方
- ▶接種日現在60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

④帯状疱疹ワクチン

◆令和7~11年度

対象

- ▶年度内において65、70、75、80、85、90、95、100歳の方
- ▶接種日現在60歳以上65歳未満の方のうちヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害のある方

◆令和12年度以降

対象

- ▶接種日現在65歳の方
- ▶接種日現在60歳以上65歳未満の方のうちヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害のある方

食生活改善推進員

“私たちの健康は私たちの手で”を合言葉に、自らすすんでボランティア活動を行っています。“自らの健康づくり”的めの栄養・運動・休養の取り方を中心に、生き生きと元気に暮らせるようアドバイスしています。

高齢者

高齢者

問 高齢者福祉課

高齢者が安心・安全で自立して日常生活を送るためのサービス

種類	内容
配食サービス	<p>65歳以上の高齢者世帯の方などに、栄養のバランスの取れた食事を届け、健康保持に寄与とともに、心のこもったコミュニケーションにより安否確認も行っています。</p> <p>※自己負担あり</p>
ひとり暮らし高齢者見守り事業	<p>他者による見守りがなく、以下の全てに該当する75歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、週2回シルバーカー人材センター会員が自宅を訪問し、安否を確認する事業を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶市内に一親等の親族（子・親）が居住していない ▶緊急通報システム事業を利用していない ▶配食サービス事業を利用していない ▶介護保険サービス（福祉用具・住宅改修を除く）を利用していない ▶他者との交流を伴う就労をしていない ▶同一敷地内に親族が居住していない
日常生活用具給付	<p>おおむね65歳以上の寝たきり高齢者や一人暮らし高齢者などに対し、日常生活の便宜を図るために、日常生活用具の給付を行っています。</p> <p>用具の種類 自動消火器、電磁調理器 費用 購入に要する額の10% ※生活保護受給者は無料</p>
緊急通報システムサービス	<p>同一敷地内に親族がない65歳以上の一人暮らし高齢者などに対し、日常生活上の不安などを軽減し、生活の安全の確保を図るために、緊急通報装置の貸し出しを行っています。</p> <p>費用 【固定型】非課税:40円 課税:400円 【携帯型】非課税:1,440円 課税:1,800円 ※生活保護受給者は無料</p>
寝具の乾燥および丸洗い	<p>75歳以上の人暮らし高齢者、または要介護4、5の認定を受けていてその状態が3ヶ月以上継続している者に対し、保健衛生の向上を図るために、寝具の乾燥および丸洗いを行っています。</p> <p>費用 【乾燥】非課税:150円 課税:300円 【丸洗い】非課税:250円 課税:500円 ※生活保護受給者は無料</p>

在宅で介護を必要とする方やご家族の生活を支援するサービス

種類	内容
高齢者等 介護者手当	<p>要介護4または5の認定を受けていて、その状態が6ヶ月以上継続している高齢者などを、現に在宅で介護している方に手当てを支給しています。</p> <p>※一定の基準あり</p> <p>支給額 月額5,000円(支給月は4月・8月・12月)</p> <p>申請に必要なもの</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 振込先となる預金通帳</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 介護を受けている方の介護保険被保険者証</p>
訪問介護 サービス 利用者 負担額助成	<p>介護保険による訪問介護サービスを利用している方に対して、利用料の一部の助成を行っています。</p> <p>※所得制限あり</p> <p>申請に必要なもの</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 振込先となる預金通帳</p>
紙おむつ支給	<p>40歳以上で要介護3以上の在宅で介護を受けている方および同居する親族を援助し、その精神的・経済的負担の軽減を図るため、紙おむつを給付しています。</p> <p>費用 無料(世帯員の住民税が課税か非課税かにより1ヶ月の給付上限額が異なる。上限額を超えた場合、その差額分は利用者負担)</p>

多年にわたり社会に貢献された方々に敬意を表し長寿を祝福するサービス

敬老祝金

次に該当する年齢の方に、敬老祝金(市内共通商品券)を贈呈しています。

- ▶ 77歳…10,000円
- ▶ 88歳…20,000円
- ▶ 99歳…30,000円

地域の方々と交流いつまでも健康で明るく暮らすためのサービス

シニアクラブ

おおむね60歳以上の方が仲間とともに趣味や社会奉仕などの活動を通して、健康増進や教養の向上を図り、生きがいのある楽しい生活を送るために自主運営されている会員組織です。

認知症の方が暮らしやすい社会を地域全体で支えていくためのサービス

種類	内容
認知症 サポーター 養成講座	高齢化の進展により増加すると予想され、身近な病気となっている認知症についての基本的な知識や対応方法、相談機関などを正しく学び、地域で支えるサポーターを養成する講座を実施しています。
オレンジカフェ (認知症カフェ)	認知症の方やその疑いのある方、家族など誰もが気軽に集え、お茶を飲みながらの情報交換や当事者同士の交流、レクリエーション、専門職への相談が行える認知症カフェを市内に設置しています。
徘徊高齢者等 早期発見 シール	認知症により徘徊行動が見られる高齢者などが所在不明となった場合に、その方の早期発見と事故の未然防止を図るとともに、家族の精神的負担の軽減を図るため、「徘徊高齢者等早期発見シール」を配布します。
	費用 無料

介護保険

介護保険制度

問 高齢者福祉課

介護が必要な高齢者が急速に増え、介護する人の高齢化も進んできています。こうした中で社会全体で支える制度が介護保険です。

介護保険サービスを受けるためには、市へ申請して「要介護・要支援認定」の審査を受けていただく必要があります。なお、審査の結果は郵送で通知します。

要介護認定とサービスの利用方法

要介護認定では、寝たきりや認知症など介護が必要な状態かどうかだけでなく、どのくらい介護サービスを行う必要があるか(要介護度)も判定します。要介護度により、在宅サービスを受けられる額や施設に入った場合のサービスの額が異なります。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象	65歳以上の方	40~64歳の医療保険に加入している方
給付の対象	原因を問わずに介護や日常生活の支援を利用し、現在の生活維持、向上を目指す方	初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気(特定疾病)によって、介護が必要となつた方
保険料の支払方法	▶年金額が一定以上の方は年金から天引き ▶それ以外の方は市へ個別に支払い	医療保険料と一緒に支払い

介護保険で利用できるサービス

在宅サービス

※要支援1・2、要介護1~5の方が利用できます。

◆訪問介護(ホームヘルプサービス)

訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事や買い物など、身体介助や生活援助を行います。

※要支援1・2の方は介護予防・日常生活支援総合事業(67ページ参照)での利用となります。

※同居家族がいる方は、原則として生活援助の利用はできません。

◆訪問入浴介護

入浴車などで訪問し、自宅で入浴の介護を行います。

◆訪問看護

看護師などが自宅を訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。

◆訪問リハビリテーション

理学療法士などが自宅を訪問し、機能訓練などを行います。

◆居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養生活を送るために必要な指導を行います。

◆通所介護(デイサービス)

日中、通所介護施設で、入浴や食事などの日常生活上の支援などのサービスが受けられます。

※要支援1・2の方は介護予防・日常生活支援総合事業(67ページ参照)での利用となります。

◆通所リハビリテーション(デイ・ケア)

医療機関・介護老人保健施設などで、リハビリテーションなどのサービスが受けられます。

◆短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、当該施設で入浴、排せつ、食事、その他の日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

◆短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所し、当該施設で、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療および日常生活上の支援が受けられます。

◆特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)などに入所して、介護サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事、その他の日常生活上の支援や機能訓練および療養上の支援が受けられます。

◆福祉用具貸与

車いすやベッドなどの福祉用具の貸与を行います。

※要支援1・2および要介護1の方は、原則として、車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフトは対象になりません。

◆特定福祉用具購入費支給

入浴または排せつなどの用に供する特定福祉用具の購入費用(1年間10万円を限度)の利用者負担分を除いた額を支給します。

◆住宅改修費支給

要介護認定者などが居住している住宅に手すりを取り付けるなどの住宅改修を行った場合の費用(20万円を限度)の利用者負担分を除いた額を支給します。

○ 施設サービス

※要支援1・2の方は利用できません。

◆介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、在宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます(要支援1・2、要介護1・2の方は利用できません)。

◆介護老人保健施設

病状が安定し、家庭に戻れるように、リハビリを中心とする医療ケアと介護が受けられます。

◆介護医療院

長期の療養を必要とする方が、医療と日常生活上の介護を一体的に受けられます。

○ 地域密着型サービス

※要支援1・2、要介護1～5の方が利用できます。

住み慣れた地域での生活を支えるため、地域に密着したサービスとして位置付けられたものです。利用できる方は、原則として、事業所所在地と同じ市町村に住所がある人に限定されます。

◆認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に、食事や入浴などの日常生活上の支援の他、専門的なケアを日帰りで行います。

◆認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の方が、共同して家庭生活を送りながら、日常生活上の支援や介護、機能訓練が受けられます(要支援1の方は利用できません)。

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護

自宅で介護が必要な方に定期的な巡回訪問をしたり、随時通報を受けたりして、食事などの介護や日常生活上の世話を行います(要支援1・2の方は利用できません)。

◆夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活が送れるように、巡回や通報システムにより、夜間に訪問介護が受けられます(要支援1・2の方は利用できません)。

◆小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。

◆看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアをします(要支援1・2の方は利用できません)。

◆地域密着型特別養護老人ホーム

定員が29人以下の特別養護老人ホームで、食事、入浴、機能訓練などのサービスが受けられます(要支援1・2、要介護1・2の方は利用できません)。

サービス利用の流れ

申請

「介護保険 要介護認定・要支援認定申請書」を市役所窓口へ提出してください。

- ◎申請に必要なもの
介護保険被保険者証、健康保険被保険者証

調査

介護が必要な状態か調査します。

認定調査

介護認定調査員が家庭などを訪問し、全国共通の調査により介護を必要とする人の心身の状態などを確認します。

主治医意見書

主治医が病気の状態などをまとめた医学的な見地から意見書を作成します。

コンピューターによる判定

審査判定

どのくらい介護が必要か審査します。

介護認定審査会

コンピューターによる判定結果や主治医の意見書などをもとに、介護認定審査会で介護がどのくらい必要か(要介護度)の判定が行われます。

認定

要介護認定を行い、その結果を通知します。

必要な介護の度合い(要介護度)に応じて、要支援1・2または要介護1～5に判定されます。

要介護1～5

要支援1・2

非該当

介護(予防)サービスは受けられません。

基本チェックリスト

事業対象者

介護(予防)サービス計画の作成

認定結果に応じ、居宅介護支援事業所などとの契約により、介護支援専門員(以下、ケアマネジャー)などが適切な介護(予防)サービス計画を作成します。

◎在宅サービスを利用する場合

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが本人や家族の希望を入れ、要介護度に応じて、介護(予防)サービス事業所などと連絡調整をしながら計画を立てていきます。

◎施設サービスを利用する場合

介護保険施設に入所する施設サービスを利用する場合は、その施設のケアマネジャーがサービス計画を立てます。

※要支援の方は施設サービスを受けられません。

介護予防・日常生活支援総合事業 (67ページ参照)

要支援1・2および事業対象者の方などが利用できるサービスです。

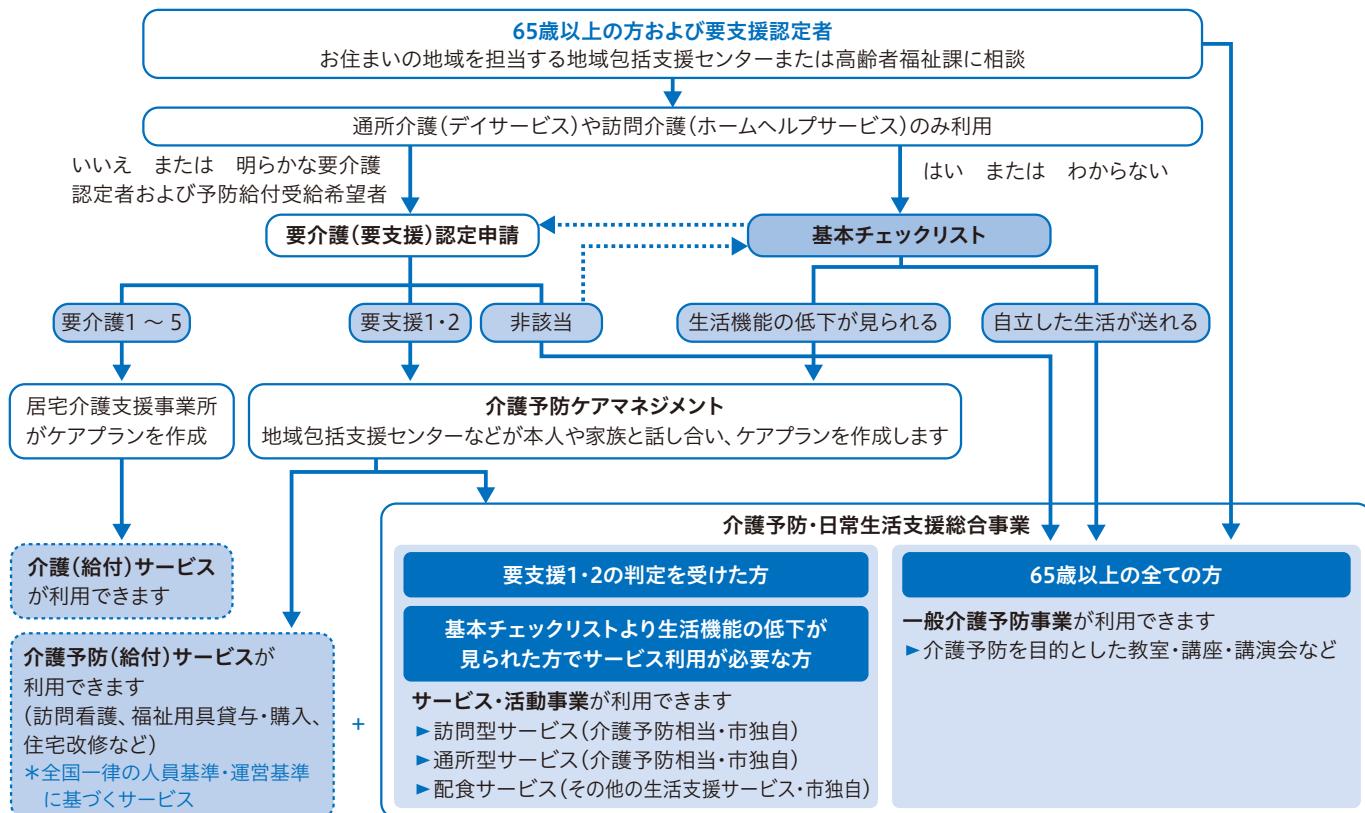
介護(予防)サービスの利用

利用者負担は利用したサービス費の1～3割のいずれかです。その他、食費や滞在費、日常生活費などの実費負担のあるサービスもあります。

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2の方および事業対象者(基本チェックリスト該当者)が利用する訪問型サービス(ホームヘルプ)、通所型サービス(デイサービス)などのサービス・活動事業です。利用の方法は次のとおりです。

利用までの流れ



健康
・
福祉

サービス・活動事業

訪問型サービス

自立した生活を営むために、ホームヘルパーなどが調理、洗濯、掃除などの日常生活上の支援を行います。

通所型サービス

通所介護施設などで、レクリエーションや運動を行う他、栄養、口腔機能維持・向上、認知症、うつ、閉じこもりの予防を目的とした専門の講師による通所型の支援などを行います。

一般介護予防事業

おおむね65歳以上の方を対象に、要支援・要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、各種介護予防教室を実施しています。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の方の介護、医療、住まいなど生活全般について、相談を受け、高齢者の地域生活を支えていくセンターです。

介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険事業の利用についても、お気軽にご相談ください。医療、介護の資格を持った職員が対応します。

名称	所在地	電話番号	担当地区
地域包括支援センター 緑風苑	須加1563	048-557-3611	北河原、須加、長野、佐間の一部
地域包括支援センター 緑風苑第二	南河原2611-2	048-501-8307	荒木、星河、南河原
地域包括支援センター 壮幸会	下忍1162-14	048-552-1123	太井、下忍、持田の一部
地域包括支援センター ふあみいゆ	下須戸65-1	048-558-0088	太田、埼玉、佐間の一部
地域包括支援センター ほんまる	本丸18-3	048-578-7761	忍、行田、星宮、持田の一部

※地域包括支援センターは、市から委託を受けた公的な機関です。相談内容など秘密は守られます。

福祉

心身に障害のある方

問 福祉課

身体障害者手帳

この手帳は、体の不自由な方のための援護、制度上の便宜を受ける場合に役立つ手帳です。県知事指定医師の診断書を添えて市に申請し、埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定を受けて手帳が交付されます。

療育手帳

この手帳は、知的障害児(者)の援護、制度上の便宜を受ける場合に役立つ手帳です。県児童相談所または埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定を受けて手帳が交付されます。

精神障害者保健福祉手帳

この手帳は、精神障害のため日常生活または社会生活への制約がある方の援護、制度上の便宜を受ける場合に役立つ手帳です。所定の診断書などを添えて市に申請し、埼玉県立精神保健福祉センターの判定を受けて手帳が交付されます。

障害者福祉手当

福祉手当は、所得保障の一環として、障害者の自立生活の基盤を確立するために設けられ、年齢や障害の程度により次のとおり分類されます。

- ▶ 特別障害者手当
- ▶ 障害児福祉手当
- ▶ 行田市心身障害者福祉手当

※各手当は、それぞれ所得制限などがあります。

補装具の給付・修理

※必ず事前にご相談ください

身体障害者の身体上の障害を補い、日常生活を容易にするため、視覚障害者つえ・補聴器・義肢・車いすなどの補装具を給付し、または修理します。自己負担額は原則1割の定率負担となっていますが、その世帯の市民税所得割額などに応じて、月額上限負担額が設定されています。

日常生活用具の給付 ※必ず事前にご相談ください

在宅の重度障害者の日常生活を容易にするため、入浴補助具や特殊寝台などの日常生活用具を給付します。自己負担額は原則1割の定率負担となっていますが、その世帯の市民税所得割額などに応じて、月額上限負担額が設定されています。

北埼玉障がい者生活支援センター

北埼玉障がい者生活支援センターでは、在宅障害者の日常生活を支援するため、福祉サービスに関する相談業務を行っています。

相談窓口

◆身体障害者

羽生市上川俣1486-1(はくちょう園内)

📞 048-560-3411 FAX 048-560-3412

Eメール sien@kouseikai.net

利用時間 午前8時30分～午後5時30分

◆知的・精神障害者

羽生市西4-17-1

📞 048-560-0294 FAX 048-560-0295

利用時間 午前8時30分～午後5時30分

定休日 毎週日曜日、祝日、年末年始

北埼玉障がい者就労支援センター

北埼玉障がい者就労支援センターでは、障害のある方の就労を支援するため、就労に関する相談業務を行っています。

相談窓口

羽生市西4-17-1

📞 048-561-0296 FAX 048-560-0295

利用時間 午前8時30分～午後5時30分

定休日 毎週日曜日、祝日、年末年始

その他、障害者へのサービス

配食サービス、寝具の乾燥および丸洗いサービス、紙おむつの給付、福祉タクシー利用料金の助成、自動車燃料費の助成、生活サポート助成などを行っています。

重度心身障害者の医療費助成

問 福祉課

医療費(保険診療)の一部負担金を助成します。ただし、健保から支給される高額療養費、附加給付金は除かれます。

対象

- ①65歳未満で、次の要件に該当する心身障害者となった方
 - ▶ 身体障害者手帳の程度が1級・2級・3級の方
 - ▶ 療育手帳の程度がⒶ・Ⓑ・Ⓒの方
 - ▶ 精神障害者保健福祉手帳1級の方(精神病床への入院費用を除く)
 - ▶ 精神障害者保健福祉手帳2級の方(自立支援医療費分のみ該当)

※令和8年4月から開始

- ②65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態にあり、65歳以上になって埼玉県後期高齢者医療広域連合などの障害認定を受けた方

手続きに必要なもの

- 障害者手帳または療育手帳 健康保険証
- 預金通帳

※この制度は所得制限があります。

生活にお困りの方に

生活保護

問 福祉課

病気やその他の事情により、生活に困っている世帯に対して、最低限度の生活を保障して再び自分の力で生活できるよう援助する制度です。

生活保護を受けるためには、自分の能力に応じて働いたり、持っている資産を生活に役立てたり、必要なことを届け出たりしなければなりません。

民生委員・児童委員

問 地域共生社会推進課

民生委員・児童委員は厚生労働大臣の委嘱を受けて、生活に困っている方や心身に障がいのある方、子ども、高齢者の方と問題を抱えている方の良き相談相手として地域で活動しています。

ひきこもり・ヤングケアラーなどについての相談

問 地域共生社会推進課

ひきこもりなど生きづらさを抱えている方、子どもや若者が家族のケアを担っているヤングケアラーに関する相談を受け付けています。また、ヤングケアラー家庭に対して、家事負担の軽減のため、家事支援を行っています。

福祉風土づくり

問 行田市社会福祉協議会 ☎ 048-557-5400

行田市社会福祉協議会

行田市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく福祉団体です。住民の参加・協力の下、地域福祉活動事業や各種福祉団体・ボランティア団体への援助育成、生活福祉資金貸し付け業務、福祉機器の貸し出し事業、共同募金、日本赤十字事業などの各種事業を行っています。

行田市福祉資金

低所得世帯などにおいて、臨時の出費または収入欠如などにより、一時的に生計が困難にある世帯に対して、生活の安定と自立の援助を図るため、1世帯3万円を限度に生活費の貸し付けを行います。

生活福祉資金(県社協)

一時的に生計が困難である世帯の安定のため、また高齢者や障がいのある方、低所得者に対して必要に応じた資金の貸し付けを行います。

総合福祉社会館「やすらぎの里」

市民福祉の向上と福祉意識の高揚を図ることを目的とした施設で、高齢者や障がいのある方を対象とした、機能回復訓練をはじめとする各種事業の他、福祉団体やボランティア活動の支援を行うなどのサービスを総合的に提供しています。

開館時間 月～土曜日 午前9時～午後9時

日曜日 午前9時～午後5時

休館日 第4月曜日、祝日、年末年始

利用できる方

- ▶ 60歳以上の方または障がいのある方で、市内に住所を有する方およびその介護者など
- ▶ 福祉団体、ボランティア団体、公共団体、公共的団体など(条件あり)

※上記に該当する方は無料で利用できます。それ以外の方は、市長が利用または管理上支障がないと認めるときに利用できますが、この場合は原則有料となります。

利用方法 研修室などの申し込みは利用日の属する月の2カ月前の初日から予約できます。

所在地 酒巻1737-1 ☎ 048-557-5400 FAX 048-557-5411

施設の名称	利用区分	金額
第1研修室		300円
第2研修室		250円
第3研修室(全面)		550円
第3研修室(3分の2面)	1時間	400円
第3研修室(3分の1面)		200円
調理実習室		400円
交流・創作室		200円
プール	一般 児童・生徒	午前または午後の 1回につき1人 600円 300円

地域福祉の推進(地域支え合いの仕組み)

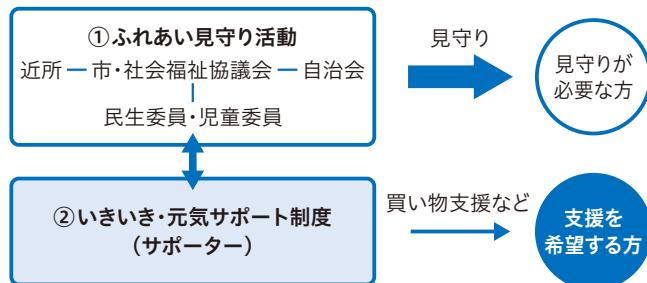
問 地域共生社会推進課／高齢者福祉課
行田市社会福祉協議会 ☎048-557-5400

少子高齢化や一人暮らし世帯などの増加により、家族や地域のつながりが希薄になりつつある中で、地域で孤立している高齢者や家族の介護で悩んでいる方など、さまざまな支援を必要とする方が増えています。

これらの課題を公的な福祉サービスだけで解決することは難しく、市民と行政が共に手をとり、地域のさまざまな課題を解決していくために、市では、地域福祉の推進に取り組んでいます。

地域安心ふれあい事業

市と社会福祉協議会が連携し、地域の見守りネットワークの構築に取り組んでいます。また、いきいき・元気サポーターが買い物支援などのサービスを提供します。



①ふれあい見守り活動(支えあいマップ)

市民や民生委員・児童委員、関係機関とのネットワークにより、支えあいマップなどを活用して見守り活動を行っています。みんなで力を合わせながら、一人暮らし高齢者などが地域で安心して暮らせるよう取り組んでいます。

②いきいき・元気サポート制度

支援が必要な高齢者などの日常生活を支えることを目的に、市民との協働により、地域の助け合い、支え合いのボランティア(いきいき・元気サポーター)活動を推進しています。

いきいき・元気サポーターは、行田市社会福祉協議会の派遣調整により、支援が必要な高齢者などの部屋の片付け、電球交換、買い物支援などのサービス(30分350円)を提供します。なお、サービスを提供したサポーターは謝礼として行田商店共通商品券を受け取ることができます。

移動販売車「うえたん号」

ウエルシア薬局株式会社と協定を締結し、高齢者等の買い物課題の解決や地域コミュニティ活性化を目的に、移動販売を実施しています。

平日の午前10時頃から午後4時頃まで市内で運行中です。



避難行動要支援者名簿制度

災害時の安否確認や避難誘導などの支援を迅速かつ円滑に行うため、避難行動要支援者名簿を作成しています。

名簿は、災害発生時には避難支援者に提供される他、事前提供に同意された方の名簿は、民生委員・児童委員、自治会などの地域支援者で共有し、地域での見守り活動に活用されます。

登録対象者

- ▶ 65歳以上の人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で自力避難が困難な方
- ▶ 介護保険における要介護3以上の在宅生活者
- ▶ 身体障害者手帳1級または2級を所有している方
- ▶ 療育手帳A以上を所有している方
- ▶ 上記に掲げる方に準ずる状態にある方

※施設入所者や長期入院中の方は対象になりません。